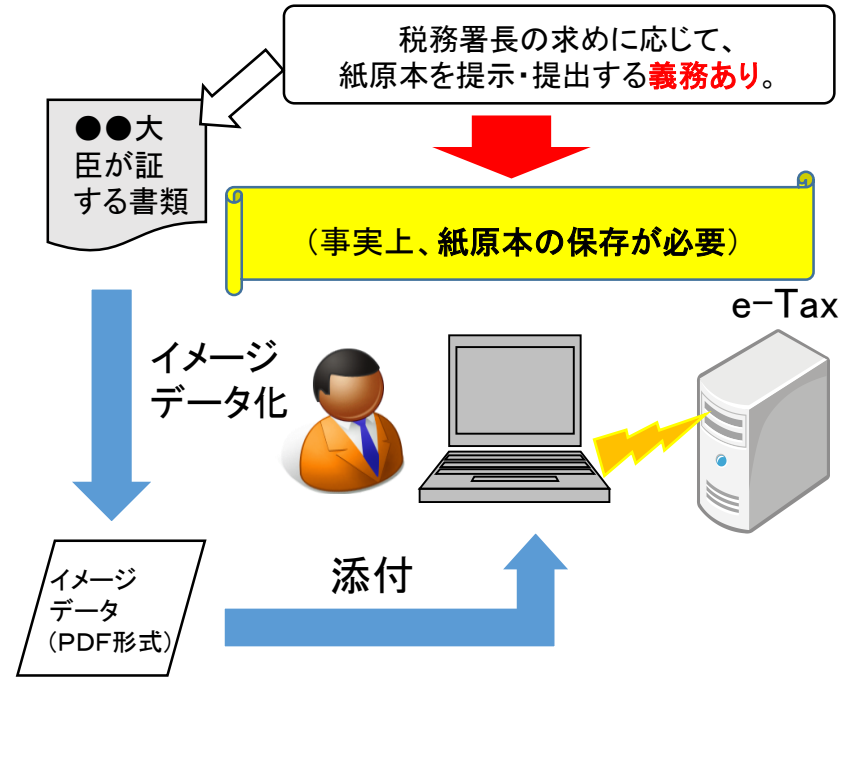


イメージデータ（PDF形式）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

【概要】

第三者作成の添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信しても、その紙原本を5年間、保存することが必要であったが、その保存を要しないこととする。

改正前



改正後

